

# みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年12月10日 午後1時30分～午後2時25分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 17名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

2. 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

3. 農地法第18条第6項の規定による通知について

4. 使用貸借解約通知について

5. 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

4. 閉 会

出席委員（17名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	山 下 秀 徳	2番	新 開 文 則
3番	河 野 正 春	4番	河 野 義 明
5番	原 田 龍三郎	7番	野 田 恵 次
8番	加 藤 和 己	9番	岡 田 佳 子
10番	田 崎 明	11番	嶋 芙 沙 子
12番	木 下 正 信	13番	大 城 祐 吉
14番	中川原 大 吉	15番	河 野 和 夫
17番	内 藤 秋 彦	18番	池 田 正 幸
19番	徳 永 順 子		

欠席委員（1名）

16番 平 川 弘 義

出席推進委員（17名）

座席番号	氏 名	座席番号	氏 名
21番	田 中 良 和	22番	森 静 男
24番	江 崎 須三信	25番	松 尾 正 巳
26番	堤 貴 大	27番	篠 崎 宣 治
28番	上 原 充	30番	柿 原 廣 典
31番	坂 梨 誠 治	32番	河 野 通 成
33番	川 口 広 樹	34番	大 城 政 英
35番	山 下 久 弥	36番	古 賀 勝 利
37番	武 藤 睦 夫	38番	末 吉 智 宣
39番	岩 屋 明		

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 相 地 智 輝

事務局 江 崎 浩

事務局 田 中 砂 希

## 午後1時30分 開会

### ○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和2年12月定例総会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

### ○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

### ○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

### ○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号16番平川弘義委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。推進委員は、17名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号17番内藤秋彦委員、同じく18番池田正幸委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

### ○事務局（江崎）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○39番（岩屋）

申請書並びに現地を確認いたしましたけど、地元推進委員としては何ら問題ないと思います。ちなみに、譲受人が92歳になっていきますけど、子供さんと孫さんと同居でいらっしゃるそうですので、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第28号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（大城）

11月24日に申請書及び現地等の確認をしました。これは兄弟同士の贈与ということで、推進委員としては何も問題ないと思われますので、皆様の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第28号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、耕作利便性向上のための一体利用によるもので要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（大城）

同じく11月24日、農業委員と現地等を確認しましたが、推進委員としては何も問題ないと思われまますので、皆様の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

今説明の中で、譲受人の面積が2,645でちょっと満たしとらんということばってん、何か説明があったでしょうが、その内容の説明、どういうことかということば説明をお願いしたいと思いますが、ちょっと内容が分からんけん。

○事務局（江崎）

耕作利便性向上のための一体利用というところで、特例で認めるものでございます。耕作利便性向上というものにつきましては、本件につきましては、1枚の田んぼの中が3筆に分かれておりまして、所有者がそれぞれ2名いらっしゃいます。AさんとBさんと。ここを耕作するに当たりまして不便が生じているというところで、今回AさんがBさんの農地を取得して、3筆とも同一名義人に変えるというところでの御申請になっています。これが耕作利便性の向上ということです。

**○事務局（岡）**

ちょっとつけ加えさせていただきます。

この農地については、土地改良を行ったときに、耕作人はもともと一緒でしたけど、名義の関係で先ほど説明があったとおり、1、2、3に分かれていたということです。実際、今度はAさんが耕作するという形でBさんの土地をAさんが購入すると。この1枚の田んぼを全てAさんが耕作することによって利便性を上げるということになっております。今までは、一応貸して同一人物が作っているようにはなっていましたが、その貸している分を解消して同一の所有者が1枚の田んぼを耕作するという利便性のための特例という形であります。以上です。

**○議長（徳永）**

よろしいですか。どうぞ。

**○30番（柿原）**

その3枚の総面積がどれくらいになっておるわけ。

**○事務局（岡）**

すみません、この場ではわかりません。後で調べることはできますけど、今回は3枚とおっしゃってますが、1枚の中に2人の名義人がいらっしゃるということですね。大体1,200平方メートルBさんの土地が今回予定になっていますので、同じじゃなかったかと思うんですけど、4反ぐらいはあるかと思います。1枚の田んぼの中に名義人が2人いて、同じ田んぼの中にですね、畦で区切られておる1枚の田んぼに2人の名義人がいたのを1人の方に統一するという形です。

**○30番（柿原）**

この譲受人の方は、これで言うとBさんになるのかな。

**○事務局（岡）**

受ける方はAさんでございます。

○議長（徳永）

すみません、なかなかこんがらがって分からない部分もあるので、休憩を挟みます。その休憩の間に御説明させていただきますので、ここから議事止めますので。

午後 1 時 43 分 休憩

午後 1 時 46 分 再開

○議長（徳永）

それでは、再開いたします。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第28号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○28番（上原）

申請書及び現地を確認しましたが、地元委員としては問題ないと思われま。皆様の御審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第28号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

整理番号5番と6番は関連がありますので、一括しての審議といたします。

事務局は、整理番号5番及び6番について説明してください。

○事務局（江崎）

整理番号5番及び6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、交換となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

地元委員におかれましても、5番、6番一括してお願いします。

○28番（上原）

申請書及び現地を確認しましたが、地元委員としては問題ないと思われしますので、皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番及び6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

これ交換分合ということで、さっきの質問とあれで、ということは5,000平方メートルに満たらん状況での交換分合ということばってん、そういうことで、交換分合の場合も一応そういうことに該当するごつなつとですか。この下限面積の要件ということで認めるというふうなことですかね、交換分合も。

○事務局（江崎）

農業委員会総会資料の5ページ、6ページを御覧いただきたいんですけども、その表の中

の中段ですね、第2項第5号、下限面積要件の中に触れてございます。2項の中に耕作利便のための交換と。

○議長（徳永）

よろしいですか。

ほかに御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第28号、整理番号5番及び6番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号7番について説明をしてください。

○事務局（江崎）

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○28番（上原）

譲渡人はもともと、この田んぼの横に住んであったのですが、河川工事のために現在のところに移転してあって、すぐそばの譲受人に贈与されたものです。別に問題はないと思われ  
ます。皆様の御審議をよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第28号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号8番について説明をしてください。

**○事務局（江崎）**

整理番号8番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、本件は農福連携に係る社会福祉法人による農地の取得となり要件を満たしております。

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

この農福連携については、農地法施行令及び農地法施行規則の中にも明記されており、社会福祉事業を目的とする団体が、その事業のために農地を取得することは特例により認められるものです。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○31番（坂梨）**

土地の所有者は一緒でございますが、個人の名義から団体の名義に変わったということで、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議よろしくをお願いします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第28号、整理番号8番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号9番について説明をしてください。

**○事務局（江崎）**

整理番号9番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○27番（篠崎）**

先月の23日、現地確認と申請書類の精査をいたしました。問題ないかと思われまので、皆様方の御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第28号、整理番号9番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号10番について説明をしてください。

**○事務局（江崎）**

整理番号10番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（松尾）

申請書により11月27日に地元農業委員と現地を確認しましたが、地元推進委員としては問題ないと思われるので、皆さん方の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号10番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。どうぞ。

○1番（山下）

譲受人の耕作面積はゼロになっておりますけれども、これは営農組合の関係でこういうふうになっておるのか、ちょっと確認をお願いいたします。

○事務局（江崎）

お答えいたします。

譲受人につきましては、法人のほうに貸付を行っておりますので、5反面積要件のほうは満たしております。

○1番（山下）

分かりました。

○議長（徳永）

ほかにございませんか。

○30番（柿原）

今のごたつとば、事務局の説明のときにその旨ば伝えてもらわんと、せつかくで何じゃかちあれがあるけん、今まで法人の助けとかなんとかで説明の中で納得される部分のあるけん、そこまでつけ加えて説明ばしてくれんですか。

○事務局（岡）

申し訳ございません。おっしゃるとおりですので、今後、つい忘れてしまうことがありますので、お叱りをそのたびよろしくお願ひしておきます。ありがとうございます。

○30番（柿原）

前にも言うたばってん、それがでけんなら括弧書きして貸し付けるとか分かるごつ書いておってもらおうと説明の必要もなかつたい。括弧書きのとは、ああ、法人で貸し付けとかなん

とかちゅうとの分かるけん、それが分からんけん、そういうとが分からんと今んごて質問ばせざるを得んわけやん。

○事務局（岡）

もう何も言い返すことはございませんが、そのように、きちんと説明できるようにさせていただきたいと思っておりますので、申し訳ございません。

○議長（徳永）

ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第28号、整理番号10番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に居宅を建築するために転用するものです。

東は宅地、西も宅地、北は自己所有の畑、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し南側側溝へ放流します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し南側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

7日に現地を確認してもらいましたし、本人さんも私よく知っていますので、何ら問題ないと思われしますので、皆さんの御審議よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（野田）

今月7日に農地委員、地元委員、事務局で申請書並びに現地調査をしましたが、何ら問題ないと思われしますので、皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に居宅を建築するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は道路、西は田、北は宅地、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、既存の配管に接続し北側側溝へ放流します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、既存の下水管に接続し北側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○17番（内藤）

今月7日に現地を確認いたしました。親子関係に当たりますので何も問題ないかと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（野田）

先月7日に総勢7名で現地調査しましたが、別に問題ないと思われますので、皆様方の御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に資材置場及び駐車場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は田、西は雑種地、北は道路、南は水路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。以上です。



○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○24番（江崎）

12月7日に農地委員会、事務局と地元委員で現地を確認いたしました。これは違反転用の解消ということで、5月の総会に農振除外の申請がなされている案件でした。地元委員としては問題ないと思われまますので、皆さんの御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（野田）

同じく12月7日に現地調査しましたが、地元委員さんの言われますように何ら問題ないと思われまますので、皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の宅地化が著しく進行している区域内に散在する第三種農地に居宅を建築するために転用するものです。

東は道路、西は宅地、北も宅地、南も宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び農区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、雨水枡を設置し東側側溝へ放流します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し東側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○24番（江崎）

これも12月7日に農地委員会、事務局さんと地元委員で現場確認をいたしました。地元委員としては何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（野田）

同じく12月7日に現地調査をしましたが、何ら問題ないと思われまますので、皆様方の御審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に自動車販売及び自動車整備工場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「沿道サービス」を適用しております。

東は道路、西は宅地、北は道路、南も道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、集水枿を設置し北側側溝へ放流します。

生活雑排水及び工場排水については、油水分離槽及び浄化槽を設置し北側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（松尾）

これも12月7日に、農業委員会事務局、地元農業委員、一緒に現地を確認しましたがけれども、地元推進委員としては問題ないと思いますので、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（野田）

同じく12月7日に現地調査しましたが、何ら問題ないと思われまますので、皆様方の御審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号5番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号5番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に居宅を建築するために転用するものです。

東は畑、西は雑種地、北は道路、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了

承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、雨水枡を設置し、北側側溝へ放流します。生活雑排水については、合併浄化槽を設置し北側側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○22番（森）

今月の7日に地元委員さんと農地委員さん、事務局と合わせて現地において審査をいたしました。何ら問題はないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（野田）

同じく7日に現地調査しましたが、農地委員として何ら問題ないと思われまますので、皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号5番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第31号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定につ

いて説明します。

議案書5ページを御覧ください。周年契約は、田8万8,689平方メートル、畑5万2,334平方メートル、合計14万1,023平方メートルで、件数は40件、筆数は109筆となっております。

議案書6ページを御覧ください。期間借地は田5万1,572平方メートルで、件数は8件、筆数は16筆となっております。

内容につきましては、7ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

次に、議案書17ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが2件、機構への売渡しが1件となっております。内容につきましては、18ページ以降に記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま議案第31号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第31号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、居宅及び駐車場建設のための届出を1件受け付けております。地元委員による現地調査を行い、問題なしとの報告を受けております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について、農業用倉庫建築のための届出を1件受け付けております。地元委員による現地調査を行い、問題なしとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が16件出されております。内容については、設定が8件、自作が6件、所有権移転が2件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第4号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第4号、使用貸借解約通知について、届出が8件出されております。内容については、設定が5件、自作が2件、所有権移転が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第5号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第5号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について、法人7団体、筆数60筆、面積8万2,975平方メートル、個人3名、筆数15筆、面積3万181平方メートルを行っております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第5号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第5号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時25分 閉会